

教員の長時間勤務の抜本的改善を求める意見書（案）

教員の長時間労働は深刻である。2023年4月に国が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働などが原因で、学級担任も見つからないなどの「教員不足」が広がっている。

この教員不足には、1971年に、公立学校の教員に残業代を支給せず、その代わりとして給与額の4%を新たに支給するなどを規定する教員給与特別措置法（給特法）がつけられたという背景がある。残業代がなければ残業時間数を計ることもなく、労働時間に無頓着になるのは明らかであり、残業代を不支給とする給特法が長時間労働を引き起こす要因の一つとなっており、その見直しは急務である。

また、学校の業務量に対して教員が少なく、教員の適切な配置などを行うために、必要な教育予算を確保することは、国の務めである。

よって、国においては、教員の長時間勤務を抜本的に改善し、豊かな学校教育を実現するために、少なくとも次の3点について、適切な措置を講じることを強く求めるものである。

- 1 勤務時間に合った給与体系へ転換するために、教員にも残業代を支給すること
- 2 学校の業務量に見合った教職員を配置すること
- 3 これらを実現すべく教育予算を増額すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

奈良市議会